

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 51(オ)521	原審裁判所名	札幌高等裁判所
事件名	不動産所有権移転登記の抹消登記の抹消による回復登記手続等	原審事件番号	昭和 45(ネ)215
裁判年月日	昭和 53 年 12 月 22 日	原審裁判年月日	昭和 51 年 2 月 12 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	集民 第 125 号 913 頁		

判示事項	債務の弁済供託により譲渡担保権が消滅した場合と民法四九六条二項の類推適用
裁判要旨	債務の弁済供託により譲渡担保権が消滅した場合にも、民法四九六条二項が類推適用される。

#### 全文

##### 主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

##### 理 由

上告代理人河谷泰昌の上告理由第一点について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

同第二点について

民法四九六条二項の規定は、質権及び抵当権と同様に当事者の合意によつて成立する担保権である譲渡担保権が被担保債権の弁済供託によつて消滅した場合にもこれを類推適用すべきものであり、したがつて、譲渡担保権が被担保債権の弁済供託によつて消滅した場合には、弁済者は供託物を取り戻すことができないものであるとともに、供託物を取り戻したときであつても譲渡担保権は復活しないものと解するのが、相当である。これと同趣旨の原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。これと見解を異にする論旨は、採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 江里口清雄 裁判官 高辻正己 裁判官 服部高顯 裁判官 環昌一 裁判官 横井大三）

※参考：判例タイムズ 382 号 102 頁、判例時報 922 号 49 頁、金融商事判例 569 号 21 頁